

經濟論叢

第八十六卷 第一號

tramp と liner	佐 波 宣 平	1
イギリス新組合主義と標準八時間制	前 川 嘉 一	17
租税国家論についての一考察.....	横 尾 邦 夫	36
プロレタリア階級意識の端緒的成立	高 橋 正 立	47

昭和三十五年七月

京 都 大 學 經 濟 學 會

イギリス新組合主義と標準八時間制

前 川 嘉 一

一 労働組合と標準労働時間の確立

商品交換の法則により、労働力商品の販売——購買に、労資は同じ身分の商品所有者として、労働日の規定につき対等の「権利」を主張しようものである。すなわち、労働力商品の購買者たる資本階級が、剰余価値増殖を意図して、したがって、出来るかぎりの多量の剰余労働を求めて、労働者をして自由に労働させる権利を主張するとすれば、労働力商品の独自の本性からいって、その消費には限度があるため、労働力商品の販売者であり、労働力の担い手である労働者は、労働日を一定の標準的大いさに制限する権利を保有するものである。けれども、資本制生産様式の下においては、労働者は経済的強制によつて、全体として資本に従属せしめられ、雇用確保（＝生活賃金の確保）をめぐる労働者間の競争の故に、労働力商品売買の個別交渉における資本の労働に対する専制支配は明かである。労働階級が労働力商品の所有者として、資本に対し、同等に保有する権利を主張することは不可能なのである。個別的立場にたった労働者は、その権利の主張でなく、むしろ、その権利放棄によつて、労働時間の延長、労働強化、ならびに低賃金の諸条件の累進的悪化を自ら招くことにならざるをえないのである。これについてウエップ

(Sidney Webb) は次のように指摘している。――

個々の労働者間の無制限の競争は常に全体の人の労働時間を等しく延長する傾きがあるばかりでなく、それは又為された仕事に対する報酬の率を知らず知らずの中に低下せしめるのである。ヨリ長き時間働き出した労働者は、漸次以前の慣習的労働時間を得ていたより多くは得ていないことを見出し、又他の凡ての者は、一樣に労働時間を延長することによって辛うじて従前の賃金を維持し得ることを発見する。かくて、全階級は、その慣習となつて來ている生活を営む為に、ヨリ大なる疲労を含む増加せる労働と精力とを提出し、そして羸弱な労働者はその努力を持続することができないで、一段と低き生活程度に陥ることを余儀なくされる。²⁾

労働者にとって、個別交渉の危険は經驗的に漸次明確化され、労働生活諸条件の低落防止、さらには改善のために、団体交渉の必要性が、そして内容的には、賃金の最低基準たる標準賃金率 (the Standard Rate) ならびに労働日の最高基準たる標準労働時間 (the Normal Day) 設定の必要性が生れ、ここに労働組合としての、労働者間の無制限な競争の排除ないし制限を図る目標設定の基礎的な論理構造があるといわなければならぬ。

ところで、この場合、次の二点を注意する必要がある。すなわち、労働組合における標準労働時間・標準賃金率設定の位置づけと、この両者の相互関係である。標準労働時間ならびに標準賃金率の設定は、剰余価値増殖、したがつて具体的には、労働時間の延長、労働の強化ならびに賃金低下を指向する資本の政策に対応し、労働組合が労働生活諸条件の維持・改善を意図する場合の對抗策の基準となるべきものである。それ故に、「団体行動の必要条件」として位置づけられるべきものである。第二に、標準労働時間と標準賃金率の関係であるが、標準労働時間は標準賃金率に対する契約の一部として考えられる³⁾。無制限な労働時間が賃金収入に及ぼす点は、すでに指摘したと

ころである。「標準労働時間の主張は彼等の標準賃金率を維持する上に必要な要素」であり、「労働組合運動者として一定の標準賃金率を要求するに至らしめた同一の論拠は、又彼をして余暇増加による利益を全く離れ、且つ彼が受ける賃金の支払制度如何に関係なく、標準労働時間を猛烈に主張せしめるに至るのである」⁵⁾。すなわち、標準労働時間の設定も、標準賃金率の設定も、その論拠は同じであつて、この両者を分離して論ずることはできないのである。

原生的労働関係にのみこまれた近代賃金労働者が、資本主義初期より、階級闘争を行うことによつて、標準労働時間の確立——団体協約、工場法の二側面をもつて——に向つたことは周知のとおりである。もとより労働組合は、階級闘争の中核体として、またすでに述べた論理にもとづいて、賃金闘争とともに標準労働時間確立のために、長期に亘る、たゞざる運動をすすめてきた。労働組合の基本的課題として標準労働時間の確立、短縮のもつ意義は、資本制生産が継続するかぎり不変である。しかし、労働組合の、主体的、客観的条件の変容に伴つて、標準時間確立の運動形態、意義も発展しないわけにはいかない。イギリス資本主義が独占期に移行するのに対応して展開された新組合主義 (New Trade Unionism) の中心課題とされた標準労働時間 (——八時間制問題) は、それまでの産業資本期の旧組合主義 (Old Trade Unionism) によつて確保された標準労働時間 (——十時間制ならびに九時間制) の成果に立脚するものである他面、単なる継統ではなく、新たな意義をもつ問題提起である。なぜ、新組合においては、八時間労働日の確立——時間短縮が、もつとも中心的な課題となるのか、また、それは内容的に、従来の標準労働時間の確立といかなる意味において相異するのかが問われなければならない。すなわち、独占資本主義のもとにおける労働組合の時間短縮の基本的意義に考察を加えようとするのが、以下の課題である。

- (1) 資本論、長谷部訳日本評論社版、第一卷五九三ページ。
- (2) Sidney and Beatrice Webb、産業民主制論、高野岩三郎訳、四〇二ページ。
- (3) 前掲書、四〇四ページ。
- (4) 前掲書、四〇〇ページ。
- (5) 前掲書、四〇二ページ。「支払制度の如何に關係なく」というのは、時間賃金率の場合でも、出来高賃金率の場合でも、何れも労働時間の延長が賃金率の低下を生ぜしめるからである。
- (6) マルクスは国際労働者協会ジュネーブ大会の四つの決議（一八六六年九月）の「労働組合」において、「労働組合は、最初、この競争（労働者相互間の競争——引用者）を除去し或は少くとも制限して、労働者を少くとも単なる奴隷の地位以上に高め得たところの契約条件を戦い取るための、労働者の自然発生的な試みから発生した。従って労働組合の当面の目的は、日常の要求、資本の絶え間なき攻撃に対する防禦の手段、一言にしていえば、賃金と労働時間の問題に限られていた。労働組合のかかる活動は、単に是認されるのみならず、必要である。今日の生産方法が存続する限り、労働組合を欠くことはできない。」と述べている。（国際労働者協会ジュネーブ大会の四つの決議、マルクス・エンゲルス全集、改造社版、第七卷一三、一四二ページ。）

二 新組合の八時間労働日と時間短縮問題の提起

新組合が具体的に設定した運動の中心課題は、(一)八時間労働日の確立 (二)最低賃金の確立である。とりわけ前者、八時間労働日の問題に重点が指向されたのである。¹⁾

坑夫連合 (The Miners' Federation of Great Britain) は、その目的第五項に「全炭鉱において、坑内労働者のすべてのものが、坑口に始まり坑口に帰るまでの八時間労働日を確保することを求める」と規定し、全国ガス及び一般労働者組合 (National Gas Workers & General Labourers of Great Britain and Ireland) も八時間労働日

に対する闘いを第一の目的とし、新組合の運動の主要側面は、八時間労働制をめぐる広汎な運動におかれた。⁴⁾

もとより、新組合による、この八時間労働日確立の運動は、それに先行する十時間法 (The Ten Hours Law)、九時間労働日 (The Nine Hours Day) の闘争から発展したものである。われわれは、新組合の結成期に先行して、すでに八時間労働日についてイギリス労働組合が正式に意向を表明している事実を知る。一八七一年の労働組合会議 (Trades Union Congress) は次の決議を行っている。――

イギリスの生産力ならびに労働者の技術は、八時間労働日が現人口の、貿易上の、国民全体の、また家庭での必要物をまかなうことを保障するに十分な状態に到した。また、その上、かかる時間短縮は衛生上および道徳上の理由からも必要である。⁵⁾

けれども、八時間労働日問題が、労働組合運動に一般化され、その主要運動目標として設定されるのは、イギリス資本主義の独占期への移行に際し、社会主義の復活――新たな意識的要素の注入を通じて、労働組合自体、組織的に、機能的に発展する過程においてである。換言すれば、八時間労働日問題の提起は、旧組合に即してみれば、その伝統政策の崩壊過程、新組合においてみれば、その体制確立の過程においてである。したがって、八時間労働日問題は、新旧両組合間の「闘争における試練の一つ」⁷⁾であり、「両組合主義者間の問題点の一つ」⁸⁾と考えられるのは当然である。

では前記設問は、どのように考えるべきであろうか。これには、新組合の主體的、客観的条件および新組合の指導理念に視点をおく必要がある。周知のところであるが、行論のため述べるならば、新組合の主体は、旧組合のクラフト組合主義、したがって組織熟練労働者より排除されていた、主として未組織の、未熟練 (≡低賃金) 労働大衆にある。その多くのもは不規則雇用であり、常に解雇の脅威にさらされていたものである。新組合は、イギリス

資本主義が独占期への発展からますます以て一般労働大衆の窮乏化を促進した事態に対処する課題を、その成立において担っていたのである。低賃金のより一層の低落に対し、労働強化の促進、それより生ずる労働災害の増大に対し、さらに慢性的失業の不断の増大に対して抵抗しなければならなかったのである。以上の諸条件から、新組合はもつとも重要性をもつ要求として八時間労働日確保が提起されるのである。なぜなら、従来未組織の、したがって組合運動に未経験である未熟練の下層労働大衆によって構成されているという新組合の主体的条件から、その要求は第一に簡單明白性、および均一性が必要とされるのであって、「一職業の全員に対する均一的最大労働時間の決定」を意味する¹⁰⁾標準労働時間の具体化である標準八時間制は、それを充たすからである。第二に、前記の賃金ならびに労働諸条件の悪化に対し、新組合の基本的要求として最低賃金制と時間短縮が設定されるのは当然である。もとよりこの二つは相互補完的機能を果すもので、独占期の労働組合にとってまさに基本的課題である。ところで、時間短縮＝標準八時間労働日確保の要求は、労働強化——労働災害の増大および体系的失業への恐怖に対する直接的対応策であるとともに、時間短縮は雇用の確保、拡大、不規則雇用の正常化をはかることによつて、賃金の低落防止ならびに改善を指向しうる点において、間接的には組合賃金政策の一環たりうるものと考えられた。この意味において、標準八時間労働日の要求は、新組合の諸要求の環となるのである。さらに加えて、労働時間規制の立法要求は、賃金のそれに比べて比較的理解されるところであった。なぜなら最低賃金制は既存の職種別賃金にもとづいて提起されるわけであるが、職種間の不均等から均一性を求めるには容易ならざる条件があるからである。それ故、標準八時間制が全体的要求に適應するものと判断されたのである。第三に、新組合の指導理念の立場から、標準八時間制は極めて重要な意義をもつことになる。新組合主義はその階級的視点の確立において、また、組

合の政治的機能の評価において、旧組合主義と異なるものである。標準八時間制は、就業労働者、未就業労働者の統一的要求となりうる点において、またそれが国家による制度化の要求を意味することにおいて、新組合の指導理念を具体的に展開できる課題である。かくて、新組合は、標準八時間労働日問題に最も優位性を与えて提起したと考えてよい。問題の第二点——新組合による標準労働日に関する考え方は、従来のそれとどのように異なるものであるか——を考えた。

- (1) A. L. Norton and George Tate, *The British Labour Movement*, p.188.
- (2) *Labour Turing Point 1880-1900*, edited by Eric J. Hobsbawm, p.77.
- (3) *ibid.*, p.80.
- (4) Allen Hurt, *British Trade Unionism*, 埴田訳四七二頁。
- (5) Webb and Cox, *The Eight Hours Day*, 1891, p.19.
- (6) 時間短縮は社会主義者によつて強へ主張せられた。特に社会民主連盟 (Social Democratic Federation) から提唱され、失業対策に必要とされた。ウェブとコックス (Webb and Cox, *The Eight Hours Day*, p. 21, Henry Pelling, *The Origins of the Labour Party*, p. 25)。なかま、八時間制確立運動にまつてマド・マン (Tom Mann) およびアダム・ウエイラー (Adam Weiler) の役割を指摘しなればならない。ウエイラーはマルタスの考えに基いて、一八七八年労働組合会議に八時間制を明快的な論理をもって提案してゐる (ウエイマン、労働組合運動史、荒畑訳、下巻、三六ページ)。トム・マンが社会問題として八時間労働日考えたのは一八七六年であつて、これを一八八五年に提案してゐる。つづいて八六年にはパンフレットを刊行した。彼の考へ方は八時間労働日の確立運動を革命への過渡的運動として設定するものである (Dona Torr, *Tom Mann and His Times*, 1956, pp. 56, 206, 212, 219.)
- (7) Philip P. Potter, *The Advent of the Labour Party*, 1958, p.17.
- (8) B. C. Roberts, *The Trades Union Congress*, 1958, p.125.

(9) A. L. Morton, George Tate は新組合のエネルギー源泉を(一)低賃金未熟練労働者……ドック運輸部門(二)組織されていたが、デフレッションが旧政策の空虚さを露呈せしめた産業部門……炭坑(三)技術変化と拡大が旧クラブ組合主義を不適当にした産業部門——*ジョージ・モートン (Morton and Tate, The British Labour Movement, p. 187)*

(10) Sidney and Beatrice Webb 産業民主制論、高野岩三郎訳、三九一ページ。

三 標準八時間制に関する新組合の論点

新組合が標準八時間制を提起する場合、その立論はどのようであるか。

マルクスは標準八時間制を「労働者階級、すなわち各国民の大多数の健康及び生理的エネルギーを回復し、我等に、知識の向上、社会的政治的活動の可能性を与うるため」の論拠から提案した。前述のアダム・ウェイラー(前節註⑥)が、一八七八年労働組合会議年次大会で提案したのは、「第一にあらゆる労働者に就職の機会を増加し、かくして飢餓と欠乏とによって惹起されるような種類の競争を減ずる。第二に、これは彼等に休息と娯楽とに要する時間と機会を与え、且つ彼等をして現在の生産組織が崩壊した時にそなえさせるように精神を修養啓発させよう」との理由からであった。これはマルクスの考えに基本的にはもとづきながらも、イギリス資本主義の、まさに独占期に移行した現実条件に適應させて立論したものと考えてよい。そしてまた、これは以後確立していった新組合の標準八時間制要求論理の先行形態でもある。

ようやく、新組合主義者ならびに社会主義者がイニシアティブをとった、ロンドン地方労働組合評議会(London Trades Council)の代表者会議(一八八〇年)の決議ならびにヨークシャー坑夫組合(the Yorkshire Miner's Association)の報告にみられる立論は、新組合としての標準八時間制(≡時間短縮)に対する路線の概要をよく示してゐる。

「ロンドン地方労働組合評議会」——ロンドン地方労働者の本大集会は、多くの産業でみられる過度の長労働時間が雇用の不規則を生ぜしめ、それが非常なみじめさと、社会的道義を乱すことになるのを知って、かかる弊害を緩和する最善の方法は週四十八時間の最高限に (Minimum とあるが maximum の誤りと考えられる——引用者) 労働時間を短縮することによると信じ、これらの労働の時間を要求している他地方の同志労働者諸君に心からよるこびを述べるとともに、力の及ぶ範囲でのあらゆる立法手段によって、この制限をうまく確立するため、絶やまず努力されるよう同志の地方諸君に切実に訴えるものである。そして第一段階として政府ならびにすべての地方自治団体に、ただちにその管轄下にある全労働部門にこの時間を定めることを要求する。

「ヨークシャー坑夫組合」——

- (1) われわれ炭坑の不健康な非衛生な状態の故に。
- (2) 仕事が困難であり且つ危険なるが故に。
- (3) われわれは娯楽、休憩ならびに余暇により多くの時間を欲するが故に。
- (4) われわれはより規則的に働くことを欲するが故に。

マルクス——ウェイラー——ロンドン地方労働組合評議会ならびにヨークシャー坑夫組合の標準八時間制論の発展は、同一の基本的立論を貫徹しながらも、現実条件への適応を示して発展していることが理解される。しかも新組合による標準八時間労働日の要求において重要なことは、それが「全職業に対する劃一的八時間」の要求であり、「法制化」の要求であった点である。

このような標準八時間労働日に関する考え方は、旧組合の組合理論から生じない。旧組合の伝統的政策は、徒弟

期間の要求、雇用年少者数の制限、「不法労働者」の除外という、雇用制限の手段によって、熟練労働者の立場からその労働市場を統轄し、自らの標準賃金率を維持することであつた。それ故、この方策が可能である段階においては、労働時間の短縮は、組合の政策として重視されるものではない。第二に、旧組合で、賃金ならびに労働諸条件の決定は、原則的に労資間において自主的に契約されるべきであつて、その法的規制を肯定するものではない。したがつて、全労働者を対象とする労働時間の均一的法制化に対しては、当然異論がだされることになる。これらの問題に焦点をおき、新組合の標準八時間制（時間短縮）の要求を、さらに明確にする必要がある。

新組合主義による時間短縮と賃金との関係についての考え方は、次の一般労働者の見解によつて明かである。――

もしこの一般八時間法の請願によつて、それが単に、一定量の雇用量、一定量の賃金額がより多数の労働者間に分配されることになるならば、それは非常に人のよい提案であり、その受諾は労働者階級のうち比較的速のよい人々に、思いがけない多大の恩恵を示すことになるうといふこと以外何もういふことはない。

もとより、彼らは社会に一定量の雇用量、一定量の賃金を認めるものではない。他方、旧組合に侵透していた考え方は、いわゆる賃金基金説である。一八八九年労働組合会議年次大会で、鑄型工協会書記のモセス(W. Mosses)が「大部分の熟練労働者は時間当りかなりの賃金が支払われている。労働時間の短縮は彼らの賃金にかんりの減額となるであろう。」と、標準八時間制に反対して述べているのも、前記の賃金論によつてゐる。新組合が賃金基金説をとらず、時間短縮が生産性を高め、追加労働量を必要ならしめ、生産総量を増大せしめるものであつて、それ故、不規則雇用を正常化し、失業者を部分的に吸収し、賃金の恒久的下落ではなく、反対に、恒久的結果としては実質

賃金の上昇をつくりだすものであるとの判断に立つに至ったのは、労働者としての経験的事実によるものであった。⁷⁾以上、新旧両組合の論点のちがいは、旧組合の熟練労働者のセクト的立場、新組合の労働階級としての全階層的立場の相異からであるといえよう。

いうまでもなく、標準労働時間の確立は、最高労働時間の確立である。それ故、標準労働時間がいかなるものによせよ確立している場合、それをこえる超過労働は原則として認められないところである。組織的超過労働は雇用範囲の制限、不規則雇用の継続を意味し、したがって、労働者間の競争を通じて、賃金率をも低下させる機能をもつからである。たとえ、超過労働に対する割増金を高めるにしても、この問題の解決策たりえない。「残業に対する割増賃金につき、その後経験をつんだ結果は、殆んどすべての労働組合運動者は、かかる割増賃金が標準労働時間の何等の保護にもならず、却つて双方に悪結果を来たすのみなることを確信するに至った。」⁹⁾(傍点——引用者)のである。九時間短縮の効果も、組織的残業の増加によつて相殺されていた。組織的残業は強力な規制がなければ阻止しうるものではない。なぜなら、労働者個人は、本来、追加所得を望み、その意味では、超過労働の支持者といつても差支えないからである。旧組合は、熟練労働者のセクトによつて、自主性の名において超過労働、割増賃金の保持を欲したのであるが、¹¹⁾新組合としては、その立場において賃金率の向上を口指し、雇用の確保を考えるとすれば、時間短縮には嚴重な超過労働の廃止を併せ要求する必要があつた。一八八〇年代の組織的残業増加の事實は、¹²⁾新組合の標準八時間制確立の要求に因連して、「超過労働」に対処すべき方策を極めて明確化させるに十分であつた。

新組合が標準八時間をいう場合、立法化を要求するものである。ここに旧組合と異るところの第二の論点がある。

新組合は、標準労働時間の均一的な、全面的確立のために、とくに、慣習的となつてゐる超過労働の廃止を意図するためには、外的強制力、すなわち、国家による制度化を要望した。また、それは新組合の組織範囲の不十分さからも立法化が必要とされた。一八八九年労働組合会議年次大会で、ケアー・ハーディ (Keir Hardie) は「イギリスにおいては、立法活動なしに労働時間短縮は不可能なように思われる。もし、すべての人々が組合に加入しているとすれば、議会の介入を必要としないであろう。」と述べている。立法化によって、労働条件を全面的に規制することは、旧組合主義としては認められないところである。なぜなら、「自由放任」がその政治的、社会的信条であつたからである。そして、資本階級が「自由放任」主義に修正を加えようとしてゐる段階においても、旧組合指導者は未だそれに固執してゐたのである。一八八七年労働組合会議年次大会におけるヘンリー・ブロードハースト Henry Broadhurst—Stonemason, Liberal M. P.) の次の言葉はこれを典型的に示すものである。——

彼らは八時間法案ならびに成年男子に対する立法化の点で議会の援助を求めていた。それは、私がとめた点である。彼らは婦人や幼少年者に対する法律をもつた。けれども、労働組合会議は自ら守りうるところの成年男子の保護を議会に望むことには、常に簡単にとめてきた。……婦人や子供以外に保護を求めることはイギリス人の性格には決してなかつた。……成年男子は、自らの方法と独力で自らを守りえた。したがって、彼らは自らなしうることを議会に求めることなくやってきたのである。……労働組合会議が、独自の組織としての必要にして正当な基礎を言うことにもなる政策を行使するに先立って、いち早くそれを躊躇してもらいたい。……どうかこの仕事を、彼ら独力でなさしめ給え。そして毎週の施しものを求める賤民のように、議会の戸へ平伏して行くことのなきように。

いかに旧組合主義者が強く国家による制度化を拒否するにせよ、時間短縮についての国家介入の正当性はうけい

られた。時間短縮の法制化が、たとえ労働者の一部の、個人的自由を制限を加えるにせよ、それはむしろ他のより多くの自由に拡大されるところに正当性が考えられたのである。そして、それは次第に組合によって支持される理念となり、一八九〇年労働組合会議では、この新組合による標準労働時間の立法化の論点は、明かに全体を支配する立場にたった。¹⁵⁾このように標準八時間制は新組合によって、旧組合論理の崩壊の過程で確立されてゆくのである。

- (1) マルクス、国際労働者協会ジュネーブ大会の四つの決議、マルクス・エンゲルス全集、改造社版、第七卷一三、一四二ページ。
- (2) Sidney Webb, 労働組合運動史、片岡訳下巻、三六二ページ。
- (3) G. Howell, *Trade Unionism new and old*, 1894, pp.192-3.
- (4) G. Howell, *ibid.*, p.178.
- (5) Sidney and Beatrice Webb, 産業民主制論、片岡岩三郎訳、四二二ページ。
- (6) Webb and Cox, *The Eight Hours Day*, pp.107-8.
- (7) *Labour Turning Point* 1880-1900, edited by Eric J. Hobsbawm, p.104.
- (8) 「ヨーロッパ地方労働者の半世紀の経験は、労働日短縮は賃金を低め、外国競争の取引損失にいたらしめるといふ議論は、歴史の無益なものであることを示す」とした。(E. P. Thompson "Homage to Tom Maguire", *Essay in Labour History*, edited by Asa Briggs and John Saville, 1960, p. 287.)
- (9) Sidney and Beatrice Webb, 産業民主制論、片岡岩三郎訳、四一七ページ。
- (10) Webb and Cox, *The Eight Hours Day*, p.154.
- (11) Dona Torr, *Tom Mann and His Times*, p.224.
- (12) G. Howell の調査によれば残業は次表のとおり。

(9) *Labour Turning Point 1880-90*, edited by Eric J. Hobsbawm, p.102.

(10) *ibid.*, pp. 96-7.

(11) 一八八七年労働組合会議年次大会で決定をみて行われた調査結果は、八時間労働日については賛成＝二二、七二〇、反対＝四、〇九七、その立法化については賛成＝一七、二六七、反対＝三、八一九であったが (Webb and Cox, *The Eight Hours Day*, p. 24)、一八八九年大会で発表された議会委員会の調査結果によれば、総数、一七八、三七六のうち、八時間労働日に賛成＝三九、六五六、反対＝六七、三九〇、その立法化には、賛成＝二八、五一一、反対＝二二、二八三であった。翌一八九〇年大会では三一一組合四五七名の代議員で開かれ、全産業の八時間労働制について、投票数三四八のうち、賛成＝一九三、反対＝一五五、中立＝一〇六となって、賛成多数に変わった (G. Howell, *Trade Unionism new and old*, pp. 194, 199.) この変化は一八八九年の運動さらには九〇年メーデーの成功に示された新組合主義の運動によって生れたことは注意する必要がある。

四 新組合標準八時間制運動の展開

エンゲルスは、イギリスにおける新組合の勃興をみて「運動は形式的には最初はトレード・ユニオンの運動だが、古いトレード・ユニオン、熟練労働者貴族のそれとは全然異っている。この人々は現在全く異った方法で彼にとし、て努力し、遙かに龐大な大衆を闘争に引き入れ、遙かに深甚に社会を震撼し、遙かに進歩的な要求、即ち八時間労働制、一切の組織の総連合、完全なる連帯を掲げている」と評価した。それは適確な判断である。まさしく、新組合は、一般労働大衆を組織し、標準八時間制を中心課題として運動を進めていた。その展開を具体的にみよう。

年次	調査対象	残業者数	業間 残時 過時
1884	7,446人	794人	13 1/2 時間
1885	10,254	7,760	13
1886—7	—	—	8 1/2
1887—8	—	—	20
1888—9	—	—	26 1/4
1889—90	—	—	19 1/2

G. Howell, *Conflict of Capital and Labour*. pp. 288-90.

「新組合の最もよきもの」といわれたガス労働者の組合運動を、まず、提示したい。全国ガスならびに一般労働者組合は、一八八七年の反失業闘争、ガス労働者の労働実態——長時間、低賃金、不規則雇用から生じた不満——およびすぐれた指導（——主として Will Thorne, Eleanor Marx）を条件として、一八八九年三月三十一日結成されたものである。その当日の集会で、ソーンは団結の意義と課題を次のように明快に述べている。——

「諸君は、もし団結し強力な労働組合をつくらなければ、労働諸条件ならびに賃金のいづれについても、何ら改良を決してえられないであろう」

「そのとき、どれだけの時間働くのか、一日の労働にどれだけ働くのかを主張することができようであろう。」

「私の考えでは、諸君は、諸君の代表を通じて、雇主とこれらの問題をすべて議論する完全な権利をもっている。」

「すべてこのことは、諸君が団結し、ただガス労働者だけでなく、あらゆる一般労働者を迎える強力な組合をつくるときに変えられるものである。」

「私はつぎのことを保証する。もし諸君が断乎として、動揺しないならば、六ヶ月以内にわれわれは八時間労働日、一週六労働日、そして全国で今日みられる奴隷的労働の廃止を要求して勝ちとるであろう。」

「さあ、諸君はこれに進むか」（傍点—引用者）

このソーンの訴えに答えるものが、組合の結成そのものなのである。結成の当初、まず問題とされたのは、ガス労働者の全員組織化であった。「Love, Unity and Fidelity」をモットーとし、「One Man, One Ticket and Every Man with a Ticket」をスローガンとして、三ヶ月でその九〇%の組織化を進めた。これには実態に即した適切な要求——(一)八時間労働日 (二)時間当り一シリングの賃上——がだされたことによる（時間短縮が常に賃金との結合を

もって提起されている)。ソーンが結成のとき保証したとおり、決意を秘めた組織力によって、その年六月に組合はストライキに至らずして、八時間制を一部に確保 (the South Metropolitan Gas Company) 八月初めには大部分が八時間制、したがって、二交代制は三交代制に変わった。しかもそれは賃上げを伴うものであった。

しかし、組合はまもなく標準八時間制確保のためには、運動の質的發展が必要であることを感じた。単に協約による八時間制が其だ不確実であることを知ったからである。一度、時間短縮に譲歩した資本が、一八八九年末には再び十二時間制—二交代制への復帰、さらには「利益分配制度」(profit sharing scheme) による組合組織の弱体化を意図しはじめたのである。⁸⁾ かかる資本攻勢は、一八九〇年六月七月、自由党支配のリーズ (Leeds) の市会ガス分科委員会 (the Gas Sub-Committee) が従来の譲歩を撤廃しようとするに及んで頂点に達し、遂に労働時間に関する大争議リーヴのガス・ストライキ (ロック・アウト) になるのである。争議はほとんど労働者の完全な勝利をもつて終るのであるが、この過程で、新組合は、協約による時間短縮の欠陥を知り、その立法的規制の必要を感じた。したがって、標準八時間制確保の運動は政治活動の側面を強化せねばならず、また、闘争過程にみられたリーヴ市政の反動性⁹⁾ の故に、この二重の意味から労働者の独自政党の必要が意識されるに至った。それ故、新組合による標準八時間制確保は、労働運動の政治活動強化の必然的契機と考えられるのである。¹⁰⁾

旧組合が、独占期への移行に依じて、自らの利益を確保する上から、旧組合運動の打開を、すなわち、新組合主義的方向への実質的發展を期す必要があった(しかし、その場合も、旧組合主義の限界は蔽として示されたのであるが)。鉄道労働者の時間短縮とめぐる闘いはこの過程を示すのであろう。したがって、新組合の運動としてではないが、前述の新組合としてのガス労働者の事例を補完する意義があると考え、例示することにした。

乗客掛車掌勤務時間 (1890年3月)

(政府調査)

会社名	A	B	C	D	E
Great Eastern	310	5	—	—	—
Great Northern	280	88	44	—	—
Great Western	450	4	—	—	—
Lancashire and Yorkshire	264	88	27	7	7
London and North Western	449	3	—	—	—
London and South Western	304	—	—	—	—
London, Brighton, and South Coast	273	52	36	1	—
London, Chatham, and Dover	139	33	4	4	32
Manchester, Sheffield, and Lincolnshire	106	3	—	—	—
Midland	364	98	5	—	—
North Eastern	312	15	—	—	1
South Eastern	239	12	4	—	—
Caledonian	157	—	—	—	—
Glasgow and South Western	71	—	—	—	—
North British	193	16	36	—	—
total	3931	417	156	12	40

A 各会社従業員者数

B 12時間以上勤務従業員数

C 15時間以上勤務従業員数

D 18時間以上勤務従業員数

E 12時間以上勤務終了後8時間以下の休みで再び勤務した従業員数

(Webb and Cox, *The Eight Hours Day*, p.76.)

イギリス新組合主義と標準八時間制

第八十六卷

三三

第一号

三三

鉄道労働者が、一時的な組合組織は別として、恒久的組織を確立したのは一八七一年合同鉄道従業員協会 (the Amalgamated Society of Railway Servants) である。これが主として問題としたのは労働時間の短縮である。しかし、それも「発作的企て」¹²⁾の域を越えるものではなかった。

鉄道労働時間の長さは常に問題とされるところであつて、上記の表はその実態の一端を示すものである。

合同鉄道従業員組合は、このような実態を、一八八八年年次大会において問題とし、翌年、執行部は週四十八時間への短縮を組合員全体の一般投票によつて決定、促進することにした。組合は組合員の労働条件保護を意図する

ためにも、非組合員との共同闘争が必要であり、全国的運動へと発展するのである。

時間短縮の全国的運動は、つぎの三点を内容とする。

- (一) 契約条項によつて全等級の鉄道従業員に週給が保証されるべきこと。
- (二) 最高十時間であるべきこと。
- (三) 超労働には1.4、日曜日勤務には1.2割増賃金の支払われるべきこと。¹³⁾

このように、組合の機能的側面には全階層的な拡がりが見られながらも、組織的には旧組合主義を妄執した。すなわち、鉄道労働者の下層部を対象として一人当り三ペンス掛金の組合員新等級を設けることを否決した。これが、新組合としての一般鉄道労働者組合 (the General Railway Workers' Union) を生ぜしめた原因である。したがって、鉄道労働者は時間短縮運動をより効果的に進めるためには、組織体制の強化、整備が必要であり、時間短縮は組織問題と結合して、その後の長期に亙る課題となるのである。

x x x x

〔補語〕 イギリス新組合における標準八時間労働制 (≡時間短縮) の論点ならびに新組合勃興時にみられるその具体的展開について、若干の考察を加えたのであるが、それは問題の性格からいって、当然、労働運動の政治的機能の強化に向わしめることになる。独立労働党、労働党の創立にいたる一連の労働者独自政党の発展がみられたのもこの故である。したがって、労働組合から労働政党内の労働運動発展の媒介過程として、新組合による標準八時間労働制の運動展開が位置づけられるのであるが、これについては、さらに検討が必要であらう。

(1) エンゲルス、ゾルゲ宛一八八九年十二月七日付書簡、マルクス・エンゲルス全集、改造社版 第二十四卷三〇〇ページ。

- (2) エンゲルス、ツルゲ宛一八九〇年四月三十日付書簡、前掲書三一九ページ。
- (3) ガス労働者の慣行の労働時間は午前六時—午後六時、午後六時—午前六時までの二交代、十二時間制で、賃金は通常一日五シリンツとシッケ (The National Union of General and Municipal Workers, *Sixty Years* p. 7.)、機械業社工の三・一シリンツと一シッケ (一八八六年) とシッケ (Bowley, *Wages in the United Kingdom*)
- (4) Eleanor が一八八六年アメリカを訪ね、American Knight of Labour のより方を知りて、それを Thorne に伝えたよとシッケ (Henry Pelling, *The Origins of the Labour Party*, p. 84.)
- (5) The National Union of General and Municipal Workers, *Sixty Years*, pp. 7-8.
- (6) *ibid.*, p. 10.
- (7) Dona Torr, *Tom Mann and His Times*, p. 277.
- (8) the South Metropolitan Gas Company は一八八九年十一月九日、協約改訂を申入れ、十二月十二日ストライキとなり、各社側の主張が通る結果となつた。これとシッケの *Report on the Strike and Lock-outs of 1889*, by the Labour Correspondent to the Board of Trade. 1890, pp. 11-14, 参照シヨ。
- (9) E. P. Thompson, 'Homage to Tom Maguire,' *Essays in Labour History*, edited by Asa Briggs and John Saville, pp. 299-300.
- (10) ガス労働者の争議、マニングハム紡績会社 (Manningham Mills) の争議 (労働者の敗北) から政治活動への刺戟が生じ、一八九三年独立労働党が創設される。その第一のプログラムは、周知のとおり、八時間労働日である。
- (11) 一八六五年、The Railway Working Man's Provident Benefit Society がつくられたが、二年後には崩壊した。 (G. D. H. Cole and R. Page Arnot, *Trade Unionism on Railways*, 1917, p. 15.)
- (12) 一八八一年時間短縮と日曜日出勤手当を支給して、運動をおこなしたが失敗し、八二年以後は組合の再建にあたり、八七年再び時間短縮運動を行ったが不成功で終つた。 (G. W. Alock, *Fifty Years of Railway Trade Unionism*, 1922, pp. 200-1, 229-231.)
- (13) G. W. Alock, *ibid.*, p. 234.